

青森県報

号外第十九号

平成二十三年
（金曜日）
三月十八日

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚の保護の指示	(事務局)	一
東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示	(同)	一
西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚の保護の指示	(同)	一
西部海区管内におけるまき餌づりの指示	(同)	二
西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業の指示	(同)	七

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十三年三月十八日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長木村民二

一 操業の制限

1 下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、小型定置網

漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業を営んではならない。

ア 河口左岸から十四度（磁針方位による。以下同じ。）千メートルの点

イ 点アから百四度五百メートルの点

ウ 点工から百四度五百メートルの点

エ 河口右岸から百九十四度千メートルの点

2 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、一本釣りによりサクラマスを採捕してはならない。

オ 河口左岸から十四度二百五十メートルの点

カ 点才から百四度二百五十メートルの点

キ 点クから百九十四度二百五十メートルの点

ク 河口右岸から百九十四度二百五十メートルの点

二 制限期間

平成二十三年五月一日から同年九月三十日まで

青森県東部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県東部海区管内におけるまき餌づりについて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十三年三月十八日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長木村民二

一 共同漁業権漁場における制限
次の表の漁場（免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

漁場の位置		免許番号	禁止行為
八戸市白銀町、築港街、港町、新湊及び河原木地先	八戸市鮫町地先	東共第65号	
東共第7号	全域	全域	

下北部尻屋崎灯台中心点から正東の線と上北部六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱（基点第九号）から正東の線とによってはさまれた青森県東部海区管内の海域

- 2 承認期間
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
 - 3 承認対象者
青森県内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 (一) 平成二十一年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者
 (二) 委員会が特に認めた者
 - 4 承認隻数
六隻以内とする。
 - 5 使用船舶の制限
使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないこととする。
 - 6 承認証の交付
委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。
 - 7 承認の取消
委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。
- ### 三 操業者の遵守事項
- 1 漁具の制限
漁具の総延長は三キロメートル以内とする。
 - 2 漁具の標識
操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならぬ。
 - 3 船体の表示
承認を受けた者は、使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。
 - 4 承認証の携帯
操業にあたつては、承認証を携帯しなければならない。
 - 5 承認証の書換交付
承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに申請し書換交付を受けること。

- 6 漁獲成績の報告
承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

四 試験研究等の適用除外
青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかわらず委員会にその内容を報告のうえ実施できるものとする。

平成二十三年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領

- 1 申請書の提出
1 操業承認申請書は、第一号様式により一部作成し、委員会事務局に提出する。1と。

- 2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

- 二 承認等の通知
委員会が承認をしたときは、関係漁業協同組合を経由して通知する。

- 三 承認証の交付
委員会が承認したときは、第一号様式による承認証を関係漁業協同組合を経由し、申請者に手交する。

- 四 標識の様式
1 船体に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。
2 承認証の書換
承認証書換交付の申請書は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

- 六 承認証の再交付
承認証を亡失し、又は破損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。
- 七 漁獲成績報告書の提出
漁獲成績報告書は、第六号様式により一部作成し、承認を受けた者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、提出するものとする。

第1号様式

平成23年度底はえなわ漁業操業承認申請書

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿
下記のとおり申請します。

平成 年 月 日

第2号様式

底はえなわ漁業操業承認証

住 所

底はえなわ漁業操業承認証

承 認 番 号	住 所 氏名又は名称	
	青東海調底はえなわ第 号	
操 業 区 域	下北部尻屋崎灯台中心点から正東の線と上北部六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱（基点第9号）から正東の線とによってはさまれた青森県東部海区管内の海域	
操 業 期 間	平成 年 月 日から平成24年3月31日まで	
根 拠 地 港		
船 舶	船 名	
	漁船登録番号	—
	総 ト ン 数	トン
	推進機関の種類及び馬力数	馬力
平 成 年 月 日		

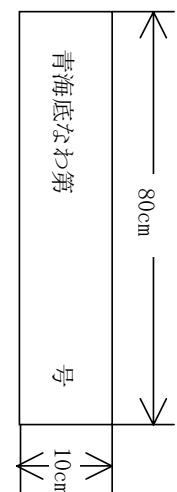
青森県東部海区漁業調整委員会長 団

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式



(注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第4号様式

底はえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住 所
氏 名

(印)

底はえなわ漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承 認 番 号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承 認 年 月 日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現 在 の 承 認 内 容	書換えようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により、サクラマス等親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十三年三月十八日

一 操業の制限

- 1 西津軽郡深浦町追良瀬川河口付近において、次のアとエを結ぶ最大高潮時海岸線、アとイを結ぶ直線、ウとエを結ぶ直線及びアとエの間の最大高潮時海岸線より沖合百メートルの線によって囲まれた海域においては、小型定置網漁業 固定式さし網漁業 はえなわ漁業、一本釣り漁業を営んではならない。

ア 河口左岸から二百十度（磁針方位による。以卜回び。）千百メートルの点

イ 点アから一百九十一度百メートルの点

ウ 点エから一百八十九度百メートルの点

エ 河口右岸から十八度五百分メートルの点

2 1の海域においては、一本釣りをしてはならない。

二 告限期間

- 十一 河口右岸から十八度五百メートルの点
2 1の海域においては、一本釣りをしてはならない
制限期間
平成二十三年四月一日から同年六月三十日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県西部海区管内におけるまき餌づりについて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十三年三月十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長前田廣臣

一 共同漁業権漁場における制限

次の表の漁場（免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

西共第3029号 東津軽郡今別町大泊と裏月の境に設置した標柱と高野崎に設置した標柱を結ぶ線より内湾

三 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようしなければならない。

四 指示の有効期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第六号

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろ等流し網漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

なお、昭和六十年七月六日付け青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号（西部におけるまぐろ流し網漁業の禁止）は、廃止する。

平成二十三年三月十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田廣臣

一 操業の禁止

青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の青森県西部海区沖合海域において、マグロ、ブリ、サメ、サンマ、イワシ又はサバをとることを目的とする総トン数五トン未満の動力漁船を使用して行う流し網漁業の操業を禁止する。

二 禁止期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長・島一丁目
森目一番一
県号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町
東奥印刷株式会社
七七七号

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭